

令和2年 9月23日

公立及び民間の保育施設関係事業施設長  
並びに保護者各位

石垣市長 中山 義 隆  
〔公 印 省 略〕

郡外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準の変更について（お知らせ）

保育施設をご利用中の保護者の皆様また各保育施設の運営にご尽力を頂いている保育施設関係の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き心から感謝申し上げます。

本市保育施設では、先に通知(令和2年8月7日付發文)しました「郡外渡航した場合の出勤・登園の判断基準」について本人（保育施設職員や在園児）が八重山郡（竹富町・与那国町）以外から帰島した場合、帰島後7日間は保育施設職員の出勤、乳幼児の登園を控えていただくこととしてまいりました。

この度教育委員会の登校の取り扱いが、去る9月9日付け發文において原則郡外渡航した場合の出勤・登園の判断は継続されているものの学校長の認める教育的活動等による県内移動に関して、旅行届及び健康観察、感染症対策を徹底した上で登校を可としております。

保育施設においても通院等致し方ない理由での県内移動につきましては、裏面記載の「県内移動する際の感染予防対策（注意事項）」の徹底を行い、事前に園長へ旅行届の提出を行って頂くことで出勤、登園を可能といたします。なお本取組みの適用期間につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間とします。

記

1 沖縄県内へ移動した場合の登園・出勤の取り扱い

(1) 対象者

**県内へ渡航した在園児及び保育施設に勤務する職員**

(2) 登園・出勤の取り扱い

帰島後、原則、7日間の登園及び出勤の停止、その後7日間の健康観察を行う。（現行）

ただし、**通院等致し方ない理由による県内移動に関して、感染予防対策（注意事項）を徹底し感染症対策、健康観察を行い旅行届を提出した場合は、登園、出勤を可能とする。**

裏面に「県内移動する際の感染予防対策（注意事項）」を記載

### ※県内移動する際の感染予防対策（注意事項）

- 渡航先では、不特定多数との接触（会食や商業施設等の利用）は避けること。
- 渡航前日までには厚生労働省の新型コロナウイルス接触感染アプリ（Cococa）を利用する等の対策を講じる。
- 県内へ移動し帰島した場合登園前の検温及び健康観察シート（帰島後2週間）、行動履歴の記録、**高齢者との接触を避ける等感染予防対策を徹底する。**
- 旅行届を各園長へ事前に提出する。園長は子育て支援課へその写しを提出する。
- マスクの着用（3歳以上）こまめな手洗い、うがい、手指消毒、「3密」の回避、十分な換気、体温測定等の健康チェック、人と人との距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底したうえで行動すること。